

障害者相談支援体制整備にかかる取組みについて

I 今年度の取組みについて

1 相談支援体制の拡充

令和3年度の実績（表1）を踏まえ、以下の取組みを継続して実施する。

(1) 相談支援事業所の増設に向けた取組み

・法人等への個別訪問

相談支援事業所の開設に前向きな意向を示していた法人等を個別に訪問し、申請書類や新規指定までの手順について説明を行う等、スムーズな開設に向けた働きかけを行う。

(2) 相談支援専門員の増員に向けた取組み

・相談支援従事者初任者研修*修了者へのアプローチ

研修修了者が所属する法人等に対して相談支援事業所の新規開設を促す。

・相談支援従事者に対する「相談支援専門員」の資格取得の促進

ケアマネジメント従事者養成研修等の機会を活用し、障害福祉サービス事業所（特に、相談支援事業所）に所属する職員に対し本市の計画相談支援の状況を伝えるとともに、資格取得にかかる動機付けを行う。

※相談支援専門員の資格取得のために受講を義務付けられている研修

表1 令和3年度実績（相談支援事業所の増設）

No	運営主体	人員数※1	他事業の運営の有無	開設の動機
1	株式会社※2	2名（1名）	自立訓練・就労移行	利用者からの要望
2	一般社団法人	2名（2名）	なし	福祉行政への貢献
3	NPO法人	1名（1名）	就労継続B・放デイ	利用者からの要望
4	有限会社※2	2名（2名）	居宅・重訪・同行	利用者からの要望
5	合同会社※2	1名（1名）	なし	児童支援への貢献
6	株式会社	1名（1名）	就労継続A・B・放デイ	利用者からの要望
7	株式会社	1名（1名）	訪問看護	福祉行政への貢献
8	社会福祉法人※2	2名（2名）	就労継続B・特養	利用者からの要望
9	株式会社	1名（1名）	児発・放デイ	利用者からの要望
10	株式会社	1名（1名）	就労継続B・就労移行	利用者からの要望

※1（ ）＝相談支援専門員の人数 ※2＝令和2年度の初任者研修修了者が所属

2 相談支援体制の整備

本市の相談支援事業所数は令和元年度以降増加傾向にあり、令和2年度以降に休止・廃止となった事業所はない（表2参照）。そのため、相談支援事業所の増設にかかる取組み

と並行し、既存事業所の安定的な運営を維持するための取組みについて検討するとともに、基幹センターが実施する取組みと連動させながら実施していく。

表2 相談支援事業所数の推移

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業所数（委託除く）	42箇所	41箇所	43箇所	53箇所
休止・廃止数	5箇所	4箇所	0箇所	0箇所

(1) 相談支援従事者初任者研修修了者へのフォローアップ

相談支援従事者初任者研修修了者に対し、本市独自の研修である「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」の受講を促すこと等により、相談支援に必要なケアマネジメントの基本理念について普及啓発を行う。

(2) 既存の指定特定相談支援事業所のフォローアップ

基幹センターにおける共同支援等の取組みを効果的に実施するため、令和4年6月末から7月末にかけて、指定特定相談支援事業所における相談支援の実施状況について調査を実施した。

今後、調査結果を基に、指定特定相談支援事業所の相談支援にかかる課題の抽出・同定を行い、効果的な取組み（計画相談実務担当者研修など）を基幹センターと共同で企画、実施していく。

(3) 計画相談（障害児相談支援）の利用にかかる状況調査について

平成24年の障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスの利用者は、原則、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を利用することとされているが、本市の利用率は障害者約55%、障害児約29%となっている。（令和3年度末時点）

この状況を踏まえ、計画相談（障害児相談支援）の利用にかかるニーズ等について、調査を実施する予定。

II 今年度の評価・研修部会の取組みについて

1 実施体制

部会長を中心に、各公所の仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修担当者、及び各区障害者自立支援協議会（以下、「各区自立協」という。）より推薦された委員（企画会議の委員を兼ねる）により構成。

評価・研修部会については年1回の開催（11月を予定）とし、企画及び実施内容等を協議する場として、企画会議を複数回開催する。

2 今年度の協議内容（案）

(1) ケアマネジメント従事者養成研修について

① 基礎研修

- ・令和元年度の研修体系の見直し^{*}に基づき、令和2年度以降、新たな研修内容で実施してきたこと等により、一定の整理がなされてきた。
- ・令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、動画配信による「オンデマンド形式」を採用して研修を実施したところ、対象者の拡大にかかる「手法」として一定の効果があつたことから、今年度も活用する方向で検討している。
- ・しかし、従来のグループワーク等を用いる「対面形式」と比較すると、一方的な発信になつてしまうため、受講者の反応、理解度等をタイムリーに把握することが難しい。

以上から、本研修の効果について、今年度の実施状況を踏まえ検証を行い、次年度の方向性について検討する。

※研修の受講対象者を拡大（障害福祉に関わるすべての担い手）し、職務階層別によるステップアップ方式としていた研修体系を自身の課題に応じて選択する方式（「基礎編」「実践編」とした）。

② 実践研修

- ・令和2年度の部会協議を踏まえ、その時（その年度）のニーズ（アンケート結果）から研修のテーマを選定し、そのテーマに基づき研修の対象者を決定することとしている。
- ・令和3年度は、研修の獲得目標（参考資料4参照）から「個別支援から地域支援へ」をテーマとして選定し、相談支援従事者を対象にオンデマンド形式により研修を実施した。
- ・今年度もニーズを把握したうえで、研修の獲得目標から、テーマ・対象者を選定し研修を実施することとする。

なお、基礎研修と同様、研修実施後に効果検証を行い、次年度に向けた検討（ニーズの傾向分析等、ニーズの把握にかかる手法）を行う。

表3 「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」について

研修名	研修内容
基礎研修	講師：東北福祉大学教授 三浦 剛 氏、仙台市自閉症相談支援センター 西田 有吾氏 内容：障害者ケアマネジメント概論・実践、当事者からのメッセージ 等 対象：各相談機関・相談支援事業所等に新たに（1～2年目）従事した職員 期間：令和3年11月24日（水）～令和3年12月27日（月）
実践研修	講師：東北福祉大学准教授 竹之内 章代 氏 内容：講話（個別支援から地域支援へ）、実践報告（太白地域丸ごと相談事業） 対象：基礎研修を修了し、主に相談支援に従事する中堅期の方 期間：令和4年1月25日（火）～令和4年2月25日（金）

（令和3年度仙台市障害者自立支援協議会資料より）

③ 企画・運営体制

各区自立協における課題を研修内容に反映できるよう、「Ⅱ 1 実施体制」に記載のとおり体制としているが、次のような課題が確認されている。

- ・人事異動等により、各区自立協の運営体制が変わり、評価・研修部会の委員についても改選されるなかで、研修の企画・運営にかかる継続性を確保すること。
- ・研修講師の固定化により、後任の育成が進んでいない。

これらについて、各区自立協の運営状況等も踏まえ、今後の方向性や方策について検討する。

(2) 仙台市障害者相談支援事業所運営自己評価について

市内の委託相談支援事業所（16事業所）を対象に実施。評価票に基づき、各事業所の業務における実施状況について振り返り、抽出された課題に対して「どのように取り組み」、「どのように変わったのか」を評価するもの。

今年度は、他者の視点を入れた評価（ピア評価）の導入に向けた取り組み、各事業所が課題として捉える項目を精査するための「水準」の設定、自己評価において抽出された課題の取扱いについて整理を進める。

① 評価理由の分析

- ・当初、どの事業所も一定の水準で業務を実施しており、評価にかかる「評価水準」の捉え方も一定であることから、評価（項目ごとの点数）に大きな差異は見られず、共通の課題が抽出されると想定していた。
- ・しかし、実際は、各事業所の運営体制により評価にかかる「評価水準」の捉え方が異なる

るため、評価（項目ごとの点数）に差異が出ることが分かった。

- ・そのため、昨年度の部会協議では、「点数」に着目するのではなく、各事業所が評価した「理由」を分析し、各事業所が抱える課題を精査することとした。

なお、分析の場については「自己評価を共有する会」を想定しており、その結果をアクションプラン※に反映することとする。

※各事業所が、「自己評価」の結果を基に課題解決（改善）に向けて取り組む内容を記載する、次年度の活動計画

② 「ピア研修」の実施

- ・これまでの部会協議において、自己評価は評価（項目ごとの点数）を「比較」し合うのではなく、お互いの良い取組みを「共有」することを目的とした「ピア評価」に繋げることを進めてきた。
- ・今年度は、各区の委託相談支援事業所がお互いに良い取組みを学び合う「ピア研修」を区圏域（区内の委託事業所間）で実施する。

(3) その他（相談支援従事者主任研修にかかる受講者推薦の要件※等について）

平成30年に創設された主任相談支援専門員は、地域課題の協議、相談支援従事者への指導・助言等、地域の相談支援体制において中核的な役割が期待されている。なお、資格取得の際には、宮城県が実施する相談支援従事者主任研修の受講を必須要件としている。

上記研修の受講には本市からの推薦が必要とされているが、推薦要件にある「地域の相談支援事業所の従事者に対して、資質向上のための取組みを実施する者」について、受講希望者の適性を判断するための明確な基準がなく整理が必要である。

上記を踏まえ、地域において中核的な役割を果たす人材を養成できるよう、一定の推薦要件を設ける等の検討を進める。

※「相談支援専門員の中で特に優れた能力を有する者を選抜するべきであり、その要件や育成については、安易なものにならないよう、一定の審査をする必要がある」（厚労省：「相談支援の質の向上に向けた検討会」より）

3 今年度のスケジュールおよび企画会議における協議事項（案）

(1) 第1回企画会議（6/30）開催

- ・令和4年度の協議内容（案）について

(2) 第2回企画会議

- ・ケアマネジメント従事者養成（基礎研修・実践研修）について
- ・主任相談支援専門員の推薦要件（案）について

- ・事業所運営自己評価について（アクションプランの中間振り返り等）
- (3) 第3回企画会議
 - ・令和4年度評価・研修部会の協議事項について
- (4) 第4回企画会議
 - ・ケアマネジメント従事者養成研修の課題整理、次年度の方向性 等

表4 評価・研修部会の今年度のスケジュール

月	企画会議等	市自立協	その他
6月	第1回企画会議 (6/30)		研修 事者 相談 初任 支援 者 従
7月		地域部会 (7/20)	
8月	第2回企画会議 (8/31)	本会 (8/30)	
9月			
10月	第3回企画会議 (仮)		主任 研修 者 現 任 者 研 修 ・ 相 談 支 援 従 事
11月		評価・研修部会 (11/17)	
12月	自己評価実施 (仮)		
1月			
2月	共有する会 (仮)		
3月	第4回企画会議 (仮)	本会 (未定)	

Ⅲ 障害者基幹相談支援センターの取組みについて

1 今年度の取組みについて

これまでの実施状況を振り返り、引き続き「支援者支援」のあり方について整理を行い、相談支援事業所等との共同支援や合同事例検討会、人材育成に係る研修会の開催や企画・運営への参画、ネットワーク形成を意識した取組みを継続する。
また、新たに以下の取組みを実施する。

(1) 指定特定相談支援事業所における相談支援の実施状況調査

指定特定相談支援事業所（以下、「指定特定」という。）の運営、ケース支援にかかる課題などの実態把握により、計画相談支援実務者研修会等の「人材育成」の取組みを効果的に実施することを目的とし、指定特定を対象とした状況調査を実施する（6月末から7月末にかけて実施済）。

（調査対象）指定特定相談支援事業所等

（調査方法）みやぎ電子申請システムによる回答

※必要に応じて個別にヒアリング等を実施予定

(2) 相談支援従事者人材育成セミナー

「地域の相談支援の仕組みを支える人材育成」と「仙台市障害者基幹相談支援センター受託候補先の育成」を目的に開催予定。

(対象)

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 地域の相談支援に従事している障害者相談支援事業所職員や主任相談支援専門員等
- ② 仙台市障害者基幹相談支援センターの受託に向けて興味・関心がある方（法人）
- ③ 相談支援に従事し、地域の相談支援の仕組みを支える人材育成に興味・関心がある方（法人）

表5 研修の実施内容（予定）

日程	内容（予定）
令和4年8月17日(水) 16:00～17:00	・将来的な仙台市障害者基幹相談支援センター業務と求められる能力、能力習得に向けた取組みについて ・仙台市障害者基幹相談支援センターのこれまでの取組み状況について
令和4年9月27日(火) 15:00～17:00	【人材育成】 ・人材育成のプログラム形成までの基本的な考え方を学ぶ
令和4年11月1日(火) 13:00～17:00	【支援者支援】 ・スーパービジョンの概要や活用について知る ・スーパービジョンの実際について学ぶ
令和5年1月13日(金) 午後（3時間予定）	【支援者支援】 ・自己覚知について ・相手の本来の力を引き出し、人を活かすコミュニケーションについて
令和5年2月28日(火) 15:00～17:00	【社会資源開発能力】 ・地域分析や社会資源開発までの基本的な考え方を学ぶ

